

議 会 の
動 き

臨時議会

4月24日

承認

■ 関川村税条例の一部を改正する条例

* 地方税法の改正に伴い、平成27年4月1日に施行することになるため、3月31日付けで専決処分したものです。

補正予算(専決)

■ 平成26年度各会計補正予算(一般会計及び特別会計)

* 平成26年度各会計補正予算については、決算を見通して予算を計上したものです。なお、決算の詳細については、



伊藤 敏 さん(下川口)

行政相談委員に
委嘱されました

平成27年4月1日付けで、伊藤敏さんが総務大臣から行政相談委員に委嘱されました。行政相談委員は、国道・登記・労働相談など国の業務、独立行政法人や特殊法人の業務、地方公共団体が国から委任や補助を受けて行っている業務についての苦情や意見・要望、問い合わせなどをお受けしますので、お気軽にご相談ください。相談は無料で秘密は守ります。

【問い合わせ先】

総務課総務班

☎ 64-1476

今後の広報せきかわでお知らせします。

補正予算

■ 一般会計(第1号)

* 歳入歳出それぞれ250万円を追加し、総額47億7150万円とするものです。

※この補正予算は、蛇喰地内で、地滑りの恐れが生じている場所があるため、緊急に対応することについて計上するものです。

財産の取得

■ 除雪機械の取得

▽ 契約金額

1474万2千円

▽ 契約相手 坂町重機工業

契約

■ 関川中学校グラウンド改修工事請負契約の締結

▽ 契約金額

1億9656万円

▽ 契約相手 株渡辺組

5月11日から20日は『春の全国交通安全運動』

～ 春風に ゆとりをのせて 安全運転 ～

新入学(園)シーズンを迎え、新たに通学・通園を始める子どもたちとともに、二輪車などの交通量も増加します。ドライバーも歩行者も一人ひとりが交通ルールを守り、交通安全を心がけましょう。

運動の重点

- 子どもと高齢者の交通事故防止
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 自転車の安全利用の推進
- 飲酒運転の根絶
- 横断歩行者の保護



5月20日は「交通事故死ゼロを目指す日」

●横断歩行者の保護(新潟県の重点)

平成26年中、県内では道路横断中の交通事故が543件発生し、歩行者が29人亡くなっています。

- ・横断歩道等では『歩行者が優先』であることを再確認しましょう。
- ・夕暮れ、夜間に車を運転する場合は、原則として、上向きライトを活用しましょう。

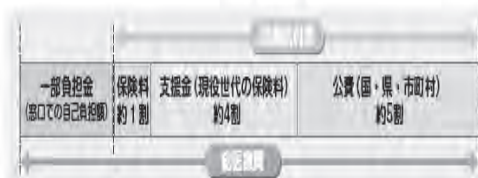
「後期高齢者医療制度」のお知らせ

Vol.1 保険料の納め忘れはありませんか？

後期高齢者医療制度は、被保険者一人ひとりから保険料を納めていただき、ケガや病気になった方などを高齢者の方を含めた社会全体で支えている制度です。

皆さんから納めていただく保険料は、皆さんの医療費などを支払う後期高齢者医療制度を運営するための大切な財源となります。

これからも健全な医療保険制度を維持していくためにも、保険料は忘れずに納めましょう。



保険料の納め忘れはありませんか

保険料は、被保険者の医療費などに充てられる貴重な財源です。特別な事情なく保険料を納めない場合、給付に制限がかかることがあります。ご自身のため、皆さんのために保険料を忘れずに納めましょう。

また、保険料の納付には、便利で確実な口座振替をお勧めしていますが、口座振替の手続きを行っていても、実際に口座振替が開始になるまでに1～2か月かかり、その間の保険料が納め忘れになることがありますので、ご注意ください。

なお、火災などの災害や所得の著しい減少など、特別な事情により保険料の納付が困難なときは、申請により保険料の徴収の猶予や減免を受けられる場合がありますので、お早めに住民福祉課にご相談ください。

保険料の納付に口座振替をご利用ください

保険料を納付書で納めている方 (普通徴収)	保険料を年金から納めている方 (特別徴収)
納付書で納めている方は、口座振替にすると保険料の納め忘れの心配や、納期のたびに金融機関に行く必要がなくなり大変便利です。口座振替への手続きは、住民福祉課にお問い合わせください。	年金から納めている方でも、手続きにより年金からの納付を中止し、口座振替による納付に変更することもできます。口座振替への手続きは、住民福祉課にお問い合わせください。
【口座振替への手続きに必要なもの】 ●振替口座の預金通帳 ●通帳のお届け印 ●保険証	

※ご家族の口座からの納付に変更した場合、社会保険料控除は、実際にご負担した方に適用されます。これにより、世帯全体の所得税や住民税の税額に影響が生じる場合がありますので、十分ご注意ください。

市町村職員を装い、高齢者を狙った医療費還付金詐欺事件が多発しています。不審な電話があったら、一人で判断せずに周りの人に相談しましょう。

後期高齢者医療制度に関する問い合わせ先 住民福祉課福祉保険班 TEL 64 - 1 4 7 1